

令和6年第10回農業委員会総会議事録

開催年月日		令和6年10月25日（金）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 10時07分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		出欠	席次番号	氏 名		出欠
	1	関 山 功 一		欠席	1	齋 藤 光 則		出席
	2	岡 安 広		出席	2	賀 嶋 功		出席
	3	中 村 信 明		出席	3	加 藤 良 雄		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子		出席
	5	町 田 一 二		出席	5	小 林 一 夫		出席
	6	八 木 澤 君 子		出席	6	千 葉 佳 織		出席
	7	江 原 健 治		出席	7	安 野 和 好		出席
	8	神 田 潔		出席	8	清 水 清		出席
	9	吉 田 敏 雄		出席	9	今 泉 志 江		出席
	10	齋 藤 美佐夫		出席				
	11	大 山 峰 夫		出席				
	12	大 橋 進		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席			出席者 22名	
14	山 下 幸 一		出席			欠席者 1名		
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		農政課		
事務局		事務局長	細井 勝己		主 幹	水野 慶之助		
		主 査	塩村 孝太郎		主 事	大原 康平		
		主 事	菊地 広基					
説明員		事務局長	細井 勝己		主 査	塩村 孝太郎		
		主 任	矢野 友基		主 事	大原 康平		
		主 事	菊地 広基					
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和6年第10回農業委員会総会を始めさせていただきます。 はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	現在、出席者は農業委員13名、推進委員9名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第10回総会を開会いたします。議事録署名委員に齋藤委員、大山委員を指名いたします。
日程第1 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	
議長	日程第1 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局から内容説明いたさせます。
事務局	議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2から4ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、生前贈与のため、譲受人が、譲渡人から、贈与により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積193.09aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。 農業従事者は3名で、従事日数は300日、農機具等については、トラクター、動力防除機、トラック、管理機、バックホー等を所有しています。申請地では、公共緑化樹木を作付けするとの計画となっております。 このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を◎◎委員をお願いいたします。
委員	今回申請の議案第27号、番号1、〇〇字〇〇□□□□番地、地目〇、△△△㎡、3条申請について、10月9日に現地を事務局と共に確認しました。 現地案内図1、2ページを御覧ください。 現在申請地は、申請作物が綺麗に植樹されており、農地として利用されております。譲受人も農機具等を所有しており、耕作についても支障はないと思われます。

委員	つきましては、申請どおり許可相当とすることに問題はないと判断いたしました。 なお、申請の理由等は、事務局の説明のとおりです。 皆様の御審議、よろしくお願いいたします。 以上です。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 [質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第27号については、原案のとおり決定します。
議長	日程第2 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について、御説明いたします。今回案件は2件でございます。 総会資料の5ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、さいたま市内の賃貸住宅に家族4人で居住しておりますが、子供が生まれる予定があり、現在の住まいでは手狭になること、また、妻の実家から近く協力して生活ができることから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。 続きまして、同じく総会資料の5ページ目を御覧願います。 番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から、贈与により所有権を移転し、また、昭和45年以前から住宅敷地として使用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。 なお、今回の申請内容は、転用追認の案件となりますが、転用追認とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を住宅敷地など、農地以外の用途として使用していた認められた場合、許可申請を認める内容となります。

事務局	また、昭和４５年の都市計画法による市街化調整区域の線引き以前から宅地として使用されていることが、昭和４５年に撮影された航空写真により確認できておりますので、転用についてはおおむね認められるものと思われます。 説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。
委員	今回申請のあった番号１、□□字□□□△△△番地△、５条申請について、１０月２０日に現地を確認しました。地図は３ページです。 申請地は、１０ｈａ以上の集団農地とは認められませんでした。 また、周辺は主に住宅地として利用されており、今後も住宅地として発展する可能性が高い場所です。 さらに申請地は〇〇〇〇〇〇から２キロメートル以内であり、市街化が著しい区域です。 さらに申請地は、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇等、５００メートルの範囲に存在し、市街化が著しい区域です。 なお、転用の理由は事務局説明のとおりです。 また、申請地は現在畑として使用されており、違反等はされておりませんでした。 従いまして、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。 皆様の御審議をよろしくお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	続きまして、番号２の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第２８号の２、５条申請について、１０月２１日に現地を確認しました。案内図は４ページになります。 現在、申請地は事務局の説明のとおり、昭和４５年以前から宅地の一部として利用されており、今後も宅地の一部として利用すると確認いたしました。 従いまして、この案件については、転用理由や申請地の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。 皆様の御審議をお願いいたします。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用ができるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。

	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第２８号については、原案のとおり決定します。
議長	日程第３ 議案第２９号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。
議長	本案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定に基づき、白岡市から依頼がありました。農政課職員から内容説明をいただきます。
農政課	日程第３ 議案第２９号 白岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明いたします。 まず、この説明で使う資料ですが、Ａ３とＡ４の用紙で、黒紐で括られた資料を御準備願います。 注意点といたしまして、この資料は目次毎にページが振られており、例えば、３ページというのが資料の各箇所にあるため、どこのページを説明しているのか、途中で分からなくなる可能性がありますので、適宜、ページを確認しながら進めてまいります。 それでは、説明させていただきます。 今回変更を行う農業振興地域整備計画ですが、前回変更を行ったのが平成２４年度となりますので、約１２年ぶりの変更になります。 内容の説明になりますが、表紙をめくっていただいて、最初のＡ３用紙「土地利用計画図」を御覧ください。こちらですが、今回の計画変更後の農振農用地、青地と白地、市街化区域を表した図となっております。 簡単に説明しますと、白岡市の青地というのは、調整区域全てをべた塗り、「べた農振」とも言いますが、今現在、どこに住宅が建っていて、どこが農地として使われているか、というのを一から調査しました。 現在、住宅が建っているところは白く抜けている状態、黒濃く塗られている箇所は、基本的に農地として区分けされていますが、例えば、高速道路西側の白岡中学校のあるあたりですが、こうしたところは元々白地、農用地区域外ということになりますので、一面白地、白で抜けている状況になります。 これを見ていただきますと、新白岡駅周辺は市街化区域となっており、その外枠の高岩では白い部分が点々とあり、住宅が増えていることが分かります。 次に、具体的な内容説明に入りますが、Ａ３用紙を暫くめくっていただくと、ページが１／４と書かれた、地番が一覧として記載されている資料があると思います。地番、地目、面積とあって、用途区分の変更理由が記載されており、その内容が反映されたものが、次のＡ３用紙のページになります。左上に「用途変更候補地位置図」、右上に「１」と書かれた写真、〇〇〇の〇〇〇北側で、地図の一番右下に見切れているのが〇〇〇〇〇の〇〇ですが、そこから北西側、〇〇〇〇を超えたところに小さく番号が書かれており、こちらが「用途変更」という手続きを行う土地になっています。

「用途変更」とは、農業に関連する施設を建てたい、というゾーニングを行う土地となっております。今現在、この土地に〇〇〇〇〇を建てたいと農業法人から市に相談が来ており、〇〇〇〇〇が建設できるよう、計画変更を行うのがこの場所になります。

広さが△△、△△△m²、△. △h a、非常に大きな施設ですが、工場を建てられるよう「用途変更」という手続きを行います。こちらが1つめの大きな変更になります。

続きまして、このA3資料を1枚めくっていただきますと、左上に「用途区分設定候補地位置図」、右上に「4」と書かれた地図があると思いますが、こちらの地図は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が工事している〇〇〇〇〇の写真になります。こちらのエリアにつきましては、既に土地改良が終わっていて、△筆にまとまっております。筆は△筆しかありませんが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が〇の〇〇〇、観光客が買い物等出来るような〇〇〇〇〇等を建てる予定を計画しておりますので、スムーズに行えるよう、用途変更という手続きを行いたいということになります。

以上、説明しました2つが用途変更、除外ではなく、農業に有効な、農業の振興に資する施設を建てるための用途変更を行うものです。

続きまして、A 3 のページをめくっていただきますと、1 / 5 と書かれた資料になりますが、過去 1 0 年間、白岡市が道路整備のために農地の一部を公共道路にした場所の地番が記載されております。細かい地番については割愛しますが、またページを暫くめくっていただくと、左上に「公共除外候補地位置図」と書かれた航空写真があります。

A3のページが暫く続きますが、農振農用地、青地の中で市が道路を整備、一部農地を買収して道路を作った場所が分かる資料となっています。地方公共団体が道路を整備する場合は、農地転用や農振除外の許可不要のため、特に手続きなく道路を整備できます。そのため、過去12年間でどれだけ農地が減って道路になったのかを県へ報告するために作成した資料になります。

続きまして、暫くページをめくっていただくと、A4の用紙で1／3と書かれたページがあるかと思いますが、最初に御説明した〇〇〇〇〇近くや〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の案件とは異なり、農業用以外の用途、例えば、物流倉庫、宅地等の用途に使うため、除外する地番になります。

A4のページを全てめくっていただくと、A3の用紙で、左上に「10条第3項非該当除外候補地位置図」、右上に「3」と書かれた航空写真がありますが、こちらが〇〇〇〇になりまして、航空写真の真ん中に走っているのが〇〇〇〇〇〇〇、その西側に〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、その間に残された農地ですが、広さは△. △h aになります。こちらは、物流倉庫として相談をいただいております。白岡市としましては、このエリアについて、高速道路によって分断されてしまっている場所ですので、産業系の土地利用を図っていく、総合振興計画でもゾーニングされておりますが、それに基づきこの土地を除外して、物流倉庫が建てられるようにするための変更になります。

続きまして、A3用紙を1枚めくっていただきますと、また同じように左上に「10条第3項非該当除外候補地位置図」、右上に「2」と書かれた航空写真がありますが、そちらは〇〇〇〇〇〇になります。真ん中に〇〇△△△〇、その〇〇△△△〇西

側に黒枠で囲まれたひし形の農地がありますが、こちらも同じように物流倉庫の相談を受けております。こちらの土地につきましても、先程と同じで、総合振興計画では産業系の土地利用を行うゾーンとなっておりますので、市の方向性にも合致していると判断し、ここに〇〇〇〇が建てられるよう、この土地の除外を行うものです。広さが約△h aとなっております。

続きまして、次も同じA3の航空写真で、左上に「10条第3項非該当除外候補地位置図」、右上に「5」と書かれた航空写真ですが、写真左側に〇〇〇〇〇、その下に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があり、その裏手、新しく整備している〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇との間の農地になります。約△、△△△㎡となっていますが、こちらを今回除外したいという資料になっております。

こちらについては、新しく整備している〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇に開通するのを控えておりますので、道路が開通してもこの農地が除外されていなければ、〇〇と〇〇〇〇〇〇の交差部に何も建たない状況になってしまいますので、それを避けるために資料を作成しております。

ただし、この土地はストックマネジメント事業が行われており、このストックマネジメント事業が行われた場合、事業後8年間は除外が出来ない土地に該当しております。これから県との協議を行いますが、場合によっては、計画の変更が出来ない可能性もございます。このストックマネジメント事業というのが、事業経過後8年は除外できず、残り5年半ほど残っています。〇〇〇〇〇〇の開通は再来年を予定していると聞いておりますが、計画で抜けなければ、道路が開通しても暫くは、この土地に何も建てられない状況になってしまうと思います。

今現在、道路工事の関係もあり、農地が分断されてしまっており、耕作もされていない、耕作も出来ないような状況ですので、可能であれば、今回変更を行いたいと考えておりますが、県との協議次第ではどうなるかというところです。

除外を行うエリアの説明は以上でございます。

次に、A3用紙をめくっていただくと、「白岡市農業振興地域整備計画（案）」といった表紙のページがあると思いますが、こちらの説明をさせていただきます。

こちらからページ番号が安定しますので、資料の何ページですとお伝えしながら説明させていただきます。

まず表紙をめくっていただくと、目次のページにあたりますので、目次のページを1枚めくっていただき、真ん中下のページに「1」と振られたページ、「第1 農用地利用計画」と書かれたページを御覧いただければと思います。

白岡市農業振興整備計画（案）というのは、これから約１０年間の白岡市の農業をどのように行っていきたいか、ということを書いた資料になっており、まず１ページでは、今の白岡市の状況、農業振興がどうなっているか、産業や経済がどうなっているかについて掲載しているページになります。

白岡市の人口について、最近までは微増傾向でしたが、今後は横ばい、減少が見込まれており、約１０年後の令和１３年時点での総人口は約５２，０００人と総合振興計画でも設定されております。

ページ真ん中部分「(ウ) 人口及び産業経済の動向」という欄の下の方に記載され

ていますが、令和２年現在の総就業者数２５，６０４人のうち、第１次産業が４８１人、第２次産業が５，４９３人、第３次産業が１８，８１８人と内訳が書いてあります。

農家数については、平成22年の486戸あったのに対して令和2年は339戸、10年で約150件減少して330戸程度となっており、減少傾向が続いている状況です。

次のページを御覧ください。2ページになります。

今回の計画変更の要点ですが、先程の土地利用、除外であったり、用途変更に加え、この文章の中で言っている重要なことは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の事業のような、土地改良事業による農業の大規模化について白岡市は応援していきます、というのが1点、それから、◎◎委員に御尽力いただいておりますが、〇〇〇・〇〇〇〇〇で行われているほ場整備といった、ほ場整備事業を全力で取り組んでいきます、というのが1点、それから梨に関して、現在、「白岡美人」として売り出しに取り組んでいますが、今年もテレビ埼玉からの取材が例年に比べて多く、少しずつ露出が増えておりますが、白岡美人ということで、梨のブランド化、高付加価値化を図っていきます、というのがここに書かれておりますが、以上の3点を柱として重視していきます、というのがこの2ページに書かれております。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。

4 ページは、先程の柱とは別に、農用地等利用の方針ということで、作物別に、このページは米について、具体的には3段落目「今後の米作について」とありますが、地域性を生かした特色のある米づくりを推進するため、「コシヒカリ」、「彩のかがやき」、「彩のきずな」など、消費者の需要に対応した地域の条件に合う品種の計画的生産を徹底する、また、減農薬・減化学肥料栽培等による特別栽培米「白岡そだち」については、作付けの拡大および定着を図り、白岡産米としてのブランド化を推進する、と書いてありますが、元々は「コシヒカリ」、「彩のかがやき」しか書かれていませんでしたが、最近は「高温障害」ということもあり、「彩のきずな」のことを書かせていただきました。細かい変更になりますが、御確認いただければと思います。

4 ページ下部の内容ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇のところで行う事業を念頭に置いた記載になるんですけれども、今後、白岡市といたしましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の施設であるとか、実現した場合ですが、市長が公約に掲げる道の駅が〇〇〇〇にできた場合には、農業的な交流拠点、市外の方も遊びに来れるような農業の拠点というものを整備し、そこを中心に、白岡産の農産物のブランド化や地産地消を推進していきたいといった決意が書かれております。

続きまして、11ページを御覧ください。11ページにつきましては、「(2) 農用地等の農業上の効率かつ総合的な利用に関する誘導方向」とあります。

現在の農業の課題としまして、農業従事者の高齢化が進んだことで担い手が受けきれない農地が発生し始めており、解決すべき喫緊の課題となっている、とありますが、日本全国的な問題であり、農業従事者の高齢化が進んでいることから、年々、耕作放棄地が増えている、この問題が白岡市としても解決すべき喫緊の課題となっておりますので、そのあたりを盛り込んでおります。

ここでは、農地の貸し借り、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を基本とした中間管理機構を利用した貸し借りといったことが書かれていますが、先程の4ページ一番下には「農用地としての利用が困難である場合には、非農地化を進めることも検討する」とあり、これまで農業に関することだけを書いていた計画でしたが、今後、農地の貸し借りだけでどうにか出来るような状況を超えてしまう場合も考えられますので、農地の利用が困難である場合には、非農地化を進めるということになります。

続きまして、14ページを御覧ください。

(5) 市民農園の活用、という欄を今回新しく作成いたしました。こちらにつきましては、文章を読み上げますと「家族がそろって自然の中で土と親しみ、農業への理解を深めるとともに、荒廃農地を未然に防ぐ対策として、市民農園の整備を図る」ということで、現在、白岡市では白岡パーク病院の近くにふるさと農園という貸し農園をやっておりますが、そちらが毎年抽選となるくらい好評となっており、そちらの施設を含めた施設の拡充していく推進していく方向です。

もう1点、新しいお話といたしまして、民間活力を利用した滞在型の市民農園等、多様な市民農園の整備を促進する、と書かれており、最近、農政課に相談をいただくことが増えておりますが、農園付きのコテージ、イメージとしましては、都心の方が週末に宿泊し、コテージに付いている農園で農作業をして、そこで採れたものを料理して食べてバーベキュー、宿泊して遊ぶ施設を意図しております。こちらについては、最近、相談が多く寄せられており、都心ではこうした需要が増えているといった状況ですので、このような相談があった場合には、速やかに県へ、市としてはこのように位置付けているため、施設を整備できるよう、新しく文言化したものです。

続きまして、資料の19ページを御覧ください。

資料の19ページは、農業従事者の就業状況を資料真ん中に図として表示しております。令和5年度に「白岡市農家意向調査」の結果になります。こちらは、一定以上の農地を持った方々が対象となっており、全ての農家へ調査を行ったものではありませんが、男女別であるとか、自営農業のみ、自営兼業、常勤、日雇い・パート、その他といった労働上の区分で表しており、白岡市の農家がこういった働き方をしているのかを表にまとめたものになります。

例えばですが、表の一番下の「合計」という欄、そこから右へ進むと、市内の男性でいろいろな働き方がありますが、その合計が293名、女性の合計が241名おりまして、計534名となっております。

白岡市は、自営農業と兼業農家がだいたい半々になっていることがこの表から分かります。

続きまして、資料の22ページですが、こちらが一番最後のページになります。

次のページ以降は、地番が羅列されているページが続きます。白岡市は元々、全てべた塗りで一面的に青地を指定していましたが、今回、住宅がどこに建っているのか、農地として使われているのはどこなのか、という調査をしまして、ここに書いてあるのは、農地として使われていることが分かった土地の地番になっております。地番が連続して並んでいるページになるのですが、この地番というのが、今後の白岡市の青

地ということになります。今までは、例えば、自分の土地が青地なのか、ここに家を建てたいといった相談をいただいた際は、そこが青地に指定されているかどうか、過去に青地の除外がされているか、過去に農地転用がされているかを調べ、「何も手続きがされていないので青地です」と回答しておりましたが、今後は、「住所がこの地番一覧に載っているのが青地です」という回答になります。これは内部の事務上のお話ですが、かなり分かりやすくなると思っております。

続いて、A4のページを暫くめくっていただきますと、『白岡市農業振興地域整備計画に関する基礎調査資料』という表紙を御覧いただければと思います。

こちらの基礎調査資料ですが、今回この計画を作るべく、令和5年に、農業の状況もそうですが、例えば、久喜白岡ジャンクションが開通、白岡菖蒲インターチェンジ開通、といった白岡市を取り巻く全体的な状況を調査を行い、それらを取りまとめた資料になります。

例えば、高速道路がいつ開通したかについて、3ページの(3)道路等の建設という欄がありますが、圏央道は平成23年、2011年に久喜白岡ジャンクションが開通、白岡菖蒲インターチェンジが供用開始、平成27年、2015年には白岡菖蒲インターチェンジから北本桶川インターチェンジ間が開通、といった道路の状況がまとまっております。中身は細かい調査結果になっておりますので省略します。

再びページをめくっていただきまして、22ページまで進んでいただきますと、またA3の地図があると思いますが、そのA3の地図もめくっていただいて、A4用紙があると思います。それは新旧対照表と言いまして、12年前と比較したのになりますが、あまり重要ではありませんから、ここも飛ばしていただくと、『白岡市農業振興地域整備計画(案)』という表紙があります。先程御説明した白岡市農業振興地域整備計画(案)と異なるのが、12年前の計画(案)となっております。

17ページまで進んでいただくと、その右手に「白岡市農家意向調査結果報告書」という表紙があると思いますが、令和5年度にアンケートを送らせていただきまして、そのアンケート結果をまとめたものになります。

さらにページをめくっていただきますと、1から2ページは目次、3ページに調査結果とありまして、御回答いただいた農家さんが所有する農地がある大字について尋ねた結果、最も多いのが上野田、次いで篠津、柴山、荒井新田となりました。

続いて、資料の4ページを御覧ください。円グラフや表が記載されていますが、こちら年齢、世帯形態について書かれております。例えば、(3)回答者の年齢、とありますが、回答者の年齢を見てみると、60代以上が91.2%を占める結果となりました。個別に見ると、70代が最も多い結果となりました。30代、40代の回答者の多くは、土地持ち非農家、つまり、親御さんから農地は受け継いでいるものの、半年間では農業をしていない、という方が30代、40代でかなり多い結果となっております。

(3)農家の形態、としまして、専業農家、第一種・第二種というのは兼業の度合いになりますが、農産物を作って販売している農協やしらか味彩センターに出している方の割合が約半分の46.7%となっております。個別に見ると、土地持ち非農家が最も多く160戸で30.5%、次いで第二種兼業が159戸で30.3%となって

おります。

続いて5ページを御覧ください。

現在の農業経営について、世帯の中で1日以上自営農業に従事した人の数について聞くと、「2人」との回答が最も多くて31.4%、次に「0人」が24.8%、「1人」が24.4%との結果となりました。「0人」と回答したそのほとんどが、土地持ち非農家及び自給的農家でした。

そのまま下を見ていただくと就労形態及び場所、とありますが、就労形態と場所をまとめた表があります。全体として、79.6%が市内での就業となっております。区分ごとに見ると「常勤」や「日雇い・パート」についてはそれぞれ66.4%、51.8%が市外での就業となっており、特に「常勤」の会社員等では市外で就業する傾向となっておりますので、市内ではなかなか働く場所がないということが分かります。

続きまして、6ページを御覧ください。

(3) 世帯の主な収入、とありますが、世帯の主な収入についてアンケートを取ったところ、その他(年金など)が最も多くて74戸、52.2%、給与所得が109戸、20.8%、事業所得が64戸、21.2%と続いております。農業所得の回答は59戸、11.2%となっております。

世帯形態別に見ると、専業・第一種兼業農家の大半が「農業所得」が一番多いと回答していますが、その専業農家のうち23戸、34.3%が「その他(年金など)」と回答しておりますので、アンケートの趣旨からすると、専業ではあるが、年金が主な収入になっていると回答された方が3割程度いるということになります。

続きまして、7ページを御覧ください。

主な収入作物としまして、作物の種類ごとに、どの作物が主な収入になっているかを調査したアンケートになります。収入作物としては「米」、「野菜(露地)」、「果実」が白岡市の主要な農産物となっていることが伺えます。第1位について、最も多いのが「米」で144戸、27.4%となっており、次いで多いのが「果実」の39戸、7.4%となりました。

一方で「農業収入なし」・「無回答」という方が合わせて293戸、55.8%となっており、専業農家が7戸、10.5%、第2種兼業農家が43戸、27.1%から「農業収入なし」または「無回答」となっております。

続いて、8ページを御覧ください。

ここでは、農業経営を行う理由について書かれた資料になります。この調査は複数回答有となりますが、「先祖伝来の農地を守る」との回答が最も多く203戸、38.7%となっており、特に第二種兼業農家、少し農産物を販売している農家においては、53.8%と高い割合となりました。

次に「米や野菜などの自家消費」が123戸、23.4%、「農業収入を得る」と回答したのは80戸、15.2%にとどまっており、専業農家においても41戸、61.2%となっております。

また、「借り手がない」との回答も89戸、17.0%から挙がっており、消極的な理由から農業を続けざるを得ない側面も伺えました。

次に、9 ページを御覧ください。

耕作放棄地の状況について、とありますが、所有している農地のうち耕作放棄地の状況について尋ねたところ、65.3%と6割以上の農家から耕作放棄地が「ある」との回答がありました。

農家形態別に割合をみると、土地持ち非農家の78.8%、自給的農家の63.7%、第二種兼業農家の59.7%となっており、専業農家であっても55.2%の農家で耕作放棄地が「ある」と回答がありましたので、耕作放棄地の解消は喫緊の課題であることが伺えます。

次に、下の方を見ていただきますと、耕作放棄地の面積とありますが、有効回答から得られた耕作放棄地の面積について調査したところ、水田よりも畑の耕作放棄地面積が有効回答数・面積ともに大きくなっていることが分かりました。

また、農家形態別に合計面積をみると、水田・畑ともに土地持ち非農家の面積が最も大きく、次に第二種兼業農家、専業農家においても1戸あたりの平均面積が2番目に大きくなっております。

続きまして、10 ページを御覧ください。

こちらは、耕作放棄地がなぜ出てしまうのかという実情についてアンケート調査をしたものになりますが、複数回答有で調査したところ、最も多い理由は「借り手がいない」で156戸、45.5%、次いで「後継者がいない」が126戸、36.7%、「健康に不安がある」は71戸、20.7%となっており、担い手不足の影響で耕作を放棄せざるを得ない状況が伺えます。また、「周辺の農地も荒れて耕作できない」や「農道や用排水の不備」といった回答も目立ちました。

続きまして、耕作放棄地の解消方策について、耕作放棄地をどうしたら解消できるかについてアンケート調査したところ、「農地以外に転換」が99戸、28.9%と最も多い結果となりました。また、「他の農家に貸す」が70戸、20.4%、「他の農家に売却」が63戸、18.4%となっております。全体としては、農地としての利用を前提とした意見が多いですが、農地以外の活用を求める意見も非常に高まっている状況です。

次に、11 ページを御覧ください。

これからの農業経営について、農業経営で問題となっていることに対して3つまでの複数回答で調査したところ、突出して最も多いのが「高齢化や後継者がいない」で320戸、61.0%の農家が回答しています。次に「農業機械の購入費や維持管理費が高い」が269戸、51.2%、「肥料代や飼料代、農業資材が高い」が190戸、36.2%と続き、「農産物や畜産物の販売価格が安い」との回答も106戸、20.2%となっております。農業においても、物価高騰や販売価格の低迷・労働力不足が差し迫った課題となっていることが伺えます。

続きまして、12 ページを御覧ください。

農業後継者の状況について、農業後継者の見通しについてお尋ねしたアンケートになりますが、「農業を継ぐかどうかわからない」という回答が120戸、22.9%と最も多く、「継がせたい者がいない」が116戸、22.1%、「継がせたくない」が104戸、19.8%と続いております。

農政課

一方、就業済み・就農予定は合わせて70戸、13.4%にとどまっており、農家形態で見ても専業農家で就農済み・就農予定と回答したのは21戸、31.3%となっており、専業農家であっても、後継者の見通しは立っていない農家が多数占めている状況になります。

続いて13ページを御覧ください。

今後の農業経営規模の意向について、5年程度を見越した経営規模の意向についてアンケート調査をしたものになりますが、「経営規模を拡大したい」は7戸、1.3%、「現状を維持する」は160戸、30.5%、「経営規模を縮小したい」は62戸、11.8%、5年後には「農業をやめる、農業はやめている」は248戸、47.2%となりました。

全体としては縮小意向、縮小・廃農の農家の割合が59.0%と約6割にのぼる結果となっており、世帯形態別にみても、専業農家において27戸、40.3%の農家が縮小または廃農の意向を示しております。

続いて、14ページを御覧ください。

農業経営規模を縮小・廃農したい理由について調査したところ、「農作業が体力的に厳しい」との回答が107戸、34.5%から得られたほか、「農業経営が成り立たない」との回答も99戸、31.9%となりました。また、「後継者が決まらない」との回答も62戸、20.0%と多くの農家が回答しております。

また、問8の設問で得られました、農業従事者の高齢化や担い手不足、営農経費の増大など、農業経営上の問題点が縮小・廃農理由に直結している状況ということが分かります。

続いて、最後のアンケート結果です。15ページになりますが、農業経営縮小・廃農の際の所有農地の扱いについて複数回答で尋ねたところ、上位の回答は「売りたい」が163戸、52.6%で最も多く、次いで「貸したい」が113戸、36.5%となっております。

基本的には、農地としての利用を前提とした意見が多数ですが、一方で問7-3「耕作放棄地の解消方策」で見られたような「農地を他の用途に転用したい」という回答も66戸、21.3%から挙げられており、農業以外での土地利用を希望する声も多くなっています。

最後に、16ページ以降については、市の農業行政についての御意見について、自由意見で回答があったものを掲載しております。

国・県・市の農業行政について、非常に厳しいお叱りの意見も非常に多くありました。また、農業経営が出来ない方だと思われそうですが、土地を引き継いだものの、農地の売買を自由にやらせて欲しい、宅地にして欲しい、といった御意見もありました。

説明が非常に長くなりましたが、以上で説明を終わります。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

委員

唯一私は農業に従事していませんが、特に13ページ、5年後を見越した農業経営について、農業を辞めたい、縮小したい農家は足すと6割くらいなんですね。

委員

業者に依頼してこの資料を作られたと思いますが、この6割の農家の方の農地を地図上でスクリーニングをかけて落としたら、どの地域で、どのくらいそういった方がいるのか分かりますし、ある一定の地域だけが停滞しているのか、それとも全域に広がっているのか、虫食い状態で広がっていると、やりたい人、継続したい方々にも影響がでてくると思います。もし、まだ市の職員で作業出来る方がいると良いのですが。

これを見てショックですよね、私としては。一市民としてショックです。国が自給率を上げなければと言っていますが、本当に真剣に取り組まなければいけないという印象でした。

もし可能であれば、この結果をホームページに載せて、一般市民の方が意識しないといけません。広報にも主だった意見を載せて、一般市民の方に訴えかけなければ、という強い思いが生まれます。

議長

農家ではない方からの、違った見方をしていただきました。他に何かございますか。

議員

私は〇〇地区でお米をやっている農家ですが、農業委員会のメンバーの中に、農業に携わっている方が非常に少ないんですね。

用水路の整備や田んぼ道の整備が行われておらず、我々の仲間は零細農家ばかりで。なかなか、大規模に用水路、田んぼ道を整備するというのは難しいですが、ここに来て年々、2、3人メンバーが減っています。

こういう資料があるのですから、市役所として、零細農家を支援するような方向性はあるのでしょうか。

事務局長

市では現在、広く農家を対象に農作業機械修繕費支援事業という事業支援をしており、梨の振興に関する支援としては、梨栽培農機具導入支援事業であるとか、広くやっている支援としてこういったものがあります。

国や県でも出来る補助がありますが、それらは高度な条件を要するため、なかなか条件が合わないこともあるものの、広く農家を対象に行っているのは、農作業機械修繕費支援事業になります。

委員

今、事務局長が支援や助成があると仰いましたが、農業法人が対象になった補助はあっても、零細農家1人1人を対象とした事業はどの程度あるのでしょうか。

事務局長

先程申し上げましたが、農作業機械修繕費支援事業は各農家、法人に対する補助になります。

委員

その支援は出荷者を対象としているのでしょうか、それとも、自宅で作物を食べる程度の農家を対象としているのでしょうか。

事務局長

5反以上やっている農家であれば、個人の方でも大丈夫です。農作業機械修繕費支援事業の話になります。

議長

他に何かありますか。

委員

今、〇〇地区で農業のお話が出ましたが、第5次総合振興計画では、〇〇〇〇〇付近では商業系の土地利用ということで、次いで、第6次総合振興計画を見ま

委員

すと、産業地域と指定されていますが、市の考え方として、どのように考えているのでしょうか。あの辺の土地は農業をしていきたいのか、商業地域にしたいのか、産業地域にしたいのか、市の方向性が決まらないと、農家の人たちがどうしたら良いか決まらないです。

商業施設を一度作るという市からの指導で、開発事業をするというお話がありましたが、第5次総合振興計画と第6次総合振興計画のどさくさに紛れて、開発事業が破談してしまったわけです。

市として、どのように考えているのでしょうか。商業施設を作ると言ったり、農業をやれと言ったり、方向性が定まらないと、農家の人もどうしていいかわからないと思います。農政課の方に聞くのは失礼なお話なのですが、どうなるのかお聞きしたいです。

事務局長

第6次総合振興計画の中では、産業系の土地利用に変わったんですよ。その中で定義は、農地との調和を図りつつ事業を進めていく、そういう定義になっていたかと思います。

実際、10年前くらいから、商業施設を誘致するという事で動いておりまして、一度破談してしまったという経緯がありますが、今現在、街づくり課で動いているところでして、その後どこまで動いているか、都市計画のマスタープランを今年度策定するので、そういう動きを見守っていきたいですし、いずれにしても、その農業地域は白地になっているところがございますから、〇から近い、ましてや、〇〇〇〇〇の隣に〇〇〇〇〇〇〇〇が建設中ということもありますので、今後は、総合振興計画のビジョンに合った整備をしていく、漠然とではありますが、具体的な内容については細かく分かっていないという状況です。

議長

他にございますか。

委員

農振地域から外された地域は色々あると思います。今我々が進めなければいけないのは、夢や希望が無くなってしまうような話もありましたが、農振地域についてはやる人がいなくなっている事実はありますけれども、私としても、先程事務局から話が出ましたが、誰かが今後田んぼを永久的にやっていかなきゃいけないと思っています。

埼玉型ほ場整備、私の方で〇〇〇・〇〇〇で約△△町計画しておりまして、順調に進んでおりますが、令和9年度末に△△町が整備されるということで、我々地元の地権者は一切お金を出さない、税金で行うということで進めております。

まずは農道を5メートルから6メートルに広げることが1つ、畦畔を外して最低3反以上にまとめていくのが1つ、既設の用水路をU字溝にすることを目的として進めておりますが、維持する人、やる人、担い手といいます、相談をもちかけまして、現在、団体2つ、個人5人に担い手ということでお願いし、これから15年先、20年先とやっていく計画で進めております。

これは、1反1反整備された土地は対象になりますが、未整備地区というの

議長 　　で御異議ございませんか。

〔異議なしという声あり〕

議長 　　異議なしと認めます。よって議案第２９号については、原案のとおり決定します。

議長 　　引き続き協議報告会を開催いたします。

協議報告事項１　農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分

議長 　　協議報告事項１　農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から内容説明いたさせます。

事務局 　　協議報告事項１　農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分についてでございますが、今回報告は５件でございます。
総会資料８ページから９ページ目を御覧願います。
現地案内図は５ページから９ページ目になります。
番号１及び３につきましては、住宅敷のための転用になります。
番号２につきましては、駐車場敷のための転用になります。
番号４につきましては、庭敷の拡張のための転用になります。
番号５につきましては、ゴミ置き場のための転用になります。
簡単ですが、説明は以上でございます。

議長 　　説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

〔質疑なしという声あり〕

議長 　　質疑なしと認めます。

議長 　　続きまして、協議報告事項２　その他についてに移ります。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局 　　協議報告事項２　その他についてでございますが、農業委員会活動記録の提出について、御提出ありがとうございました。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会資料送付時に返却させていただきます。

次に、来月の農地パトロールについてですが、１１月５日（火）は進藤会長と大山地区推進委員、１１月２５日（月）は齋藤委員、八木澤委員、日勝地区推進委員となっております。日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いいたします。

最後に、来月の総会についてでございます。１１月２５日（月）、午前９時からを予定しております。議事録署名委員の齋藤委員、大山委員の両委員は来月署名をお願いします。

簡単ですが、説明は以上になります。

議長 　　説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございません

議長

か。

[質疑なしという声あり]

議長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。

[終了 午前10時07分]